

# 日本の海洋戦略：シー・パワーの視点から論ずる

林賢参

(国立台湾師範大学東亜文化・発展学科助理教授)

## 一、問題意識

北東アジアに位置し、四面が海に囲まれている日本の国家像（アイデンティティ）についての見方が分かれている。日本は島国であるという主張があれば、そうではなく海洋国家であるという主張もある。これまでの日本の歴史の経緯から見れば、双方とも正しい主張である。日本には島国の時代があれば、海洋国家の時代もあるからである。島国であれ海洋国家であれ、いずれも日本の置かれている国際政治的位置の意味づけである。

では、島国と海洋国家はどのように違うのか。島国とは、「内向きで、海を洋上の長城として外部の脅威から守ると同時に自分たちの世界に閉じこもってひとりよがりの鎖国政策をとり、排外的民族意識も強い」というイメージである。それとは対照的に、海洋国家とは、「外向きで、海を外部の世界とのコミュニケーションの手段として利用し、海外に足がかりを築き、世界各地に進出する」というイメージである。いずれにせよ、海洋というものは、島国が海外との接触や侵略を遮断する自然的な障壁である一方、通商国家として、ないし海外植民地を求めるために海外に雄飛しようとする海洋国家の輸送手段である。

しかし、海洋の役割はそれだけではない。漁業資源を除いて、海底には豊富かつ多様な鉱物資源が眠っているが、様々な海洋調査・開発技術の進歩により、その開発の可能性を高くしている。現在、陸上の資源が枯渇の一途をたどっており、国家の繁栄を支えるエネルギーとして持続的な利用が可能な資源を未開発の海底に求める気運が高まった。海洋憲章ともいえる国連海洋法条約

(United Nations Convention on the Law of the Sea)<sup>1</sup>が1994年に発効してから、海洋の利用・支配をめぐる沿岸諸国の争奪戦は表面化しつつある。したがって、海外からの侵略を撃退するためにも、海外進出を目指す、あるいは海洋権益を守るためにも、それなりの海軍力が必要となってくる。16世紀以来、ポルトガル、スペイン、オランダ、そしてイギリスなどのシー・パワー (Sea Power) の歴史が示してきたように、また、イギリスに代わったアメリカが太平洋、大西洋を支配して、ランド・パワーであったソ連と対抗し、冷戦で勝ち抜いたという歴史の教訓は、「海を制するものは、世界を支配する」というの

<sup>1</sup> 同条約の全文は、以下のウェブサイトを参照。  
<http://www.geocities.co.jp/wallstreet/7009/m0008330.htm>。

が真理であることを語ったといえよう。

一方、後述するが、国連海洋法条約の発効により、沿岸国に海洋資源開発と海洋環境保護のための主権的権利・管轄権が与えられ、海洋管理に関する様々な国際レジームが構築されつつある。こうした状況の中で、海洋に係る調査・科学技術力、資源開発力、環境保護のための管理能力といった力は、シー・パワーの重要な構成要素になるであろう<sup>2</sup>。そこで、現代のシー・パワーの概念には、海軍力とそれによる制海権の獲得にとどまらず、海洋資源の開発・支配能力も含まれて新たな意義を賦与すべきである。

1990年代後半以降、日本では、海洋国家としてのアイデンティティを確立し、それに備える長期的な海洋戦略を練り上げるよう呼びかける声が高まっている。本稿では、国家が海洋の交通路（シーレーン）と資源を支配・活用する能力を含めたシー・パワーの視点から、21世紀に向けての日本が海洋国家として発展すべきだと説いた主張や構想、およびその発展を支える海軍力、要するに海洋戦略が如何にして練り上げられたのかを明らかにする試みである。

## 二、海洋をめぐる国際政治

### シー・パワーと制海権

シー・パワーという用語は、ペロポネソス戦争の歴史を書いたツキュディデス（Thucydides）によって作られたが、マハン（Alfred Thayer Mahan）の古典的著作である「海上権力史論」(The Influence of Sea Power Upon History, 1660-1783) が上梓されてから、広範に使われ始めたとされる<sup>3</sup>。マハン是国家の盛衰が世界の共有地である海洋の支配と密接な関係を持っているという前提のもとに、同書を執筆したが、それによれば、彼は優勢な海軍とその他のシー・パワーを利用して、海洋への支配を確立するとともに国家戦略の目標を実現するべきであると主張していた。彼は同書の前書きで、カルタゴとローマの第二次ポエニ戦争（BC218年－201年）、およびナポレオンとイギリスのいわゆるナポレオン戦争(1803年－1815年)で、ハンニバル(Hannibal Barca)とナポレオン(Napoleon Bonaparte)をそれぞれ破ったローマとイギリスは、ともに制海権を手中に収めたという共通点があったことを示し、制海権を確保することの重要性を強調したのである<sup>4</sup>。

マハンの商品の取引に伴う生産活動、絶えない取引を保証する海洋輸送、

<sup>2</sup> 「日米シーパワーダイアログ：海洋の安定と繁栄のための日米同盟シーパワー」、2009年4月17日、『海洋政策研究財団』、[https://www.sof.or.jp/jp/report/pdf/200904\\_seapower.pdf](https://www.sof.or.jp/jp/report/pdf/200904_seapower.pdf)、2010年8月3日アクセス。

<sup>3</sup> 劉中民著、『世界海洋政治與中國海洋發展戰略』(北京:時事出版社,2009年),頁3。

<sup>4</sup> 馬漢著,范利鴻譯,『海權論』(陝西:陝西師範大學出版社,2007年),頁12-13。

およびそれを促進・拡大し、さらに守ろうとする海軍力の拠点となる植民地を、国家のシー・パワーを構成する三つのリンケージとする考え方を示し、そのシー・パワーに影響を与えうる基本的な要素を次の六つに挙げた。すなわち、国家の地理的位置、地形的特徴（良好な港湾の有無）、長い海岸線を持つ領土の広さ、海岸線に相応しい人口数、航海志向の国民の性質、政府体制の性質である<sup>5</sup>。総合的に言えば、ある国家が海洋国家に志向し、海外への発展を目指すには、良好な港湾を有する以外、公海にアクセスしやすく、かつ主な海上交通路を支配することができるような要所を占めることが基本的な要件であり、また、国民の多くが海洋の関連事業に従事し、海外雄飛を目指す政府の政策を支持することも不可欠である。マハンが示した植民地は、現在の観点からいえば、それは原材料やエネルギーの供給源および商品の輸出市場に当てはまるものである。

ところが、マハンは、「広い意味でのシー・パワーとは、軍事力で海洋あるいはその一部を支配するために用いる海上での軍事力だけではなく、艦隊が自然かつ健全に派生し、艦隊が確固として基礎を置くところの平和な通商および海運を含む」と述べたが、シー・パワーについての明確な定義を提示しなかった。とはいえ、彼の著作の中では、優勢な海軍力で海洋を支配し、それによって長期的に通商、海運、植民地、市場にアクセスする海上交通路の安全を確保することができると思われる利益の意味に用いられている<sup>6</sup>。例えば、マハンは1900年に『アジアの問題』（The Problem of Asia: Its Effect upon International Politics）という著作で、ロシアの中国進出に対抗するため、海洋国家たるアメリカ、イギリス、ドイツ、そして日本が協力してシー・パワーを結集することの必要性を説いている。ここで提唱されるシー・パワーには、大陸世界にあるランド・パワーを封じ込める力としてのシー・パワーの意味合いが明らかに入り込んでいる<sup>7</sup>。いずれにせよ、マハンのシー・パワーとは、戦時において、海上からの、あるいは海上での脅威を追い払うための海軍力の運用、そして、平時における親睦外交ないし砲艦外交の道具としての海軍力の運用などはもとより、国際貿易に使われる海上交通路の支配といった要素を含んだ包括的な概念なのである。

それに加えて、イギリス海軍戦略家コルベット（Julian Stafford Corbett）は、艦隊決戦による制海権の獲得を海軍の最優先目標とするマハンの理論とは

<sup>5</sup> 馬漢著、前掲、第1章。

<sup>6</sup> 石津朋之「シー・パワー——その過去、現在、将来」、立川京一など編著『シー・パワー——その理論と実践——』（東京：芙蓉書房、2008年）、第1章。

<sup>7</sup> 秋元一峰『海上交通網に関する安全保障戦略と海上防衛・警備及びその法制度』、日本財団図書館、<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2001/00806/mokuji.htm>、2010年8月1日アクセス。マハンのシー・パワー論が日本海軍に与えた影響について、平間洋一「マハンが日本海軍に与えた影響」、『政治経済史学』（320号、1993年2月）、

[http://www3.ocn.ne.jp/~y.hirama/yh\\_ronbun\\_senryaku\\_mahan\\_nihoneikyoku.htm](http://www3.ocn.ne.jp/~y.hirama/yh_ronbun_senryaku_mahan_nihoneikyoku.htm)、2010年8月1日アクセス。

異なり、海戦と陸戦の相互依存関係を重視して海戦の目的が制海権だけでなく、敵の海上交通路を破壊することにより、通商破壊で敵のパワーを弱めさせることが海軍戦略であると主張した。要するに、海上交通路を支配するという制海権を獲得・維持することによって敵の商船や軍艦を攻撃することができ、自国のそれを守ることができるとして、それこそは戦争の帰趨を決定する要素であり、イギリスの強さの秘密でもあった、ということである<sup>8</sup>。

また、シー・パワーを海軍力のみ限定して言えば、防衛省は海軍力を「防衛の第一線」と位置づけている。防衛白書は次のように記述している<sup>9</sup>。

四面環海のがわが国は資源・エネルギー、食糧などを輸入し、工業製品を輸出して国家の繁栄を支えており、これらは海上交通に大きく依存している。広大な海洋を活動の舞台とする海上自衛隊は、この海上交通路を防衛の最重要ラインと位置づけ、海上防衛に任じている。また、万一、わが国に対する侵攻が行われる場合には、敵は遠く海を経由して進行してくることから、海上における防衛は、正にわが国「防衛の第一線」と認識しており、「First Line of Defense」は、これらの意味を含んでいる。

こうした海上防衛力の特性としては、①海洋を利用して迅速、容易に行動できる機動性、②事態の推移に円滑に対応した行動ができる柔軟性、③多様な任務に対応できる多目的性、④海洋を経て諸外国と容易に交流できる国際性などが挙げられる<sup>10</sup>。

### 国連海洋法条約と海洋権益の争奪

マハンの時代では、海洋利用の技術の制限で、海洋を海上交通路として活用するにとどまった。海洋の調査・開発に関する技術の進歩により、海上発電所や海上コンビナートなど海洋空間そのものへの利用は拡大されつつあるが、海洋には豊富な鉱物資源がまだ未開発のまま眠っていることである。海洋エネルギーを潮力発電や温度差発電などにより利用するならば、多量のエネルギーが利用可能となる。要するに、海洋はわれわれ人類に食料を提供し続けるほか、原子力に次ぐ大きな未来を持つ未開発のフロンティアであるといえよう<sup>11</sup>。

人口の増加に伴ない、陸上の食料を含めた資源やエネルギーの不足の状況が日々深刻になることもあって、国際社会では、この新フロンティアに眠っている原油・天然ガス、マンガン団塊、メタンハイドレード等の未開発海底鉱物資

<sup>8</sup> ジェフリー・ティル (Geoffrey Till) 著・立川京一訳「コルベットとイギリス流の海戦方法——効果と実行にまつわる諸問題」、立川京一など編著『シー・パワー』、前掲、第2章。

<sup>9</sup> 防衛庁編『平成16年日本の防衛（防衛白書）』（東京：国立印刷局、2004年）、125ページ。

<sup>10</sup> 防衛庁編、『平成16年日本の防衛』、前掲、124ページ。

<sup>11</sup> 平間洋一「海洋権益と外交・軍事戦略——地政学と歴史からの視点——」、『国際安全保障』、第35巻第1号（2007年6月）、1-17ページ。

源に対する争奪戦が次第に熾烈化し、もとより人類の共同財産である海洋をわがものにしようとする動き、具体的には、領海幅員の拡大や排他的経済水域（Exclusive Economic Zone、EEZ）の設定に関する争奪戦が次々と現れてきているのが今の状態である。

これを背景に、1958年に開かれた第一次国連海洋法会議では、「領海及び接続水域に関する条約」、「公海に関する条約」、「漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約」、および「大陸棚に関する条約」のジュネーブ海洋法4条約が採択された。しかし、議題の中で最も重要な領海の幅員については、結論が得られなかった<sup>12</sup>。その後、植民地から独立した多くの新興国の国際社会への参加、技術の進歩に伴う海洋の開発・利用の活発化によって資源の乱獲や海洋汚染を防止する必要性が高まったことなどから、沿岸国権限の拡大の方向で欧米先進諸国に有利とされる伝統的な海洋秩序の見直しが求められるようになった。このような海洋をめぐる世界情勢の変化に加えて、深海底に眠る鉱物資源の開発問題を契機に第3次国連海洋法会議は、1973年から1982年までの10年間にわたって行われてきた。その結果、1982年4月の第11会期において、国連海洋法条約が採択され、同年12月から各国の署名のため開放され、1994年11月に発効した<sup>13</sup>。

海洋法条約の内容は領海、接続水域、EEZ、大陸棚、島の制度、深海底開発、海洋環境保護、海洋調査、紛争解決のメカニズム等の海洋に関する諸問題について包括的に規律する国際法であり、新しい海洋秩序の枠組みを定める海洋憲章である<sup>14</sup>。条約は領海の幅員を3海里から12海里に拡大することや、新たな制度として200海里のEEZを画定し、また大陸棚を沿岸国の領土の自然延長として350海里までとすることなどから、これまでの公海を大幅に縮小し、海洋権益を沿岸国家に再分配する枠組みであるといつてよい。条約によれば、EEZ水域は、沿岸国が海洋資源の探査・開発・保存及び管理のための主権的権利を行使し、また、海洋環境の保護及び保全等に関する管轄権を有する区域であるからである。

しかし、条約はコンセンサス方式に基づく諸国間の合意形成過程で生まれたもので、EEZの科学調査などの利用問題やEEZと大陸棚の境界画定問題を明確にせず、国際紛争の新たな火種を残すようになった。例えば、東シナ海の資源開発問題をめぐる日中両国の確執で示されたように、同条約は大陸棚に関する具体的な境界画定基準を設けていないことから、日本が日中の中間線を境界

<sup>12</sup> 領海の幅員をめぐる国際社会の争いについて 劉中民『世界海洋政治與中國海洋發展戰略』、前掲、第9章を参照。

<sup>13</sup> 国土交通省、『昭和57年運輸白書』、

<http://www.mlit.go.jp/hakusyo/transport/shouwa57/ind020203/001.html>、2010年8月21日アクセス。

<sup>14</sup> 国連海洋法条約の全文は、以下のホームページを参照。戦後日本政治・国際関係データベース（東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室）、「海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）」、<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/mt/19821210.T1J.html>。

として主張（中間線原則）する一方、中国は沖縄トラフまで自国の大陸棚が続く（大陸棚自然延長原則）と言い争っており、両国の緊張状態は今も続いている<sup>15</sup>。

### 三、海洋国家日本の構想：有識者の観点

冷戦後、日本の学者や研究者が海洋戦略の研究に熱を入れてきた。こうした動きは、過去の歴史から教訓を汲み取った有識者の自覚、国連海洋法条約の締結・発効に対する国際社会のフィードバック、とくに海洋を舞台とした安全保障問題の顕在化等に由来したものであると考えられる。彼らが示した構想や提言は、おおむね海洋の安全保障と資源の開発・利用・保全という二つの分野で分けられる。

#### 高坂正堯氏の語ったイギリス・モデル

まずは、京都大学教授高坂正堯が語った海洋国家日本の構想である。高坂は1964年、戦後の日本学界で海洋国家としての日本の構想を先駆けて提示した<sup>16</sup>。高坂は日本が東洋でもなければ、西洋でもない「飛び離れた西」であることを示し、このジレンマを通り抜けるために、海洋国家イギリスの歴史の教訓を学ぶべきだと主張した。

イギリスの教訓とは、簡潔に言えば、ヨーロッパ大陸の縁辺に横たわる小さな島国に過ぎなかったイギリスが、ヘンリー七世からエリザベスに至る時期、ヨーロッパ大陸の動向に細心の注意を払いながら、海洋国家としての基礎を築いてきた、ということである。そして、イギリスが海洋国家として成功した秘訣の中で、「決定的に重要なのは、これらの王たちが対外政策の面では慎重な行動をとりながらも」、外交の優秀さを駆使するうえ、「イギリスの将来が海にかかっていることを見通し、国民の関心をそちらに引っ張って行ったことである」ことを高坂が明らかにした<sup>17</sup>。

イギリスの歴史の教訓を念頭に置いた高坂は、日本は海洋国家・通商国家として発展するにあたって、その安全保障を支える海洋の支配を必要とし、そのためには必要最小限度の防衛力が求められ、その際、日米安保体制が有効な選択肢であると論じた。さらに、彼は「日本政府が取るべき施策は、国民の目を外に向けるために努力し外の世界に出て行くことを奨励し」、また、「政府でな

<sup>15</sup> 浜川今日子「東シナ海における日中境界画定問題—国際法から見たガス田開発問題—」、『調査と情報—ISSUE BRIEF NUMBER』第547号(JUN.16.2006)、国立国会図書館、<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue2006.html>、2009年7月5日アクセス。

<sup>16</sup> 高坂正堯『海洋国家日本の構想』（東京：中央公論新社、2010年）。

<sup>17</sup> 高坂正堯『海洋国家日本の構想』、前掲、224—226ページ。

ければできない重要な長期的施策」、すなわち、「低開発諸国の開発と海の開発を行うこと」を示し、日本のフロンティアが広大な海洋にあると強調した<sup>18</sup>。総じて言えば、高坂の示した海洋戦略は、官民一体の海洋国家のアイデンティティ、海洋の安全保障を支える海軍力、低開発諸国の開発による海外市場の獲得、および海洋資源を獲得するための海洋調査・開発能力が挙げられる。

こうした高坂構想を引き継いだかのように、民間シンクタンク「日本国際フォーラム」は、広範な有識者を集め、日本がめざすべき道を議論する「海洋国家セミナー」を開催した。同フォーラムは、中国が台頭してくる 21 世紀において、日本が対米従属か対中従属かのジレンマに追い込まれないためには、自らの力を強める必要があり、自らの力を強めるためには、日本の独自のアイデンティティを確認するとともに国民的目標を樹立する必要があるとの認識に基づいて、1998 年にセミナー「海洋国家日本：その文明と戦略」を立ち上げた。

「海洋国家セミナー」は、三期に分けてそれぞれ「日本のアイデンティティ：西洋でも東洋でもない日本」、「21 世紀日本の大戦略：島国から海洋国家へ」、「海洋国家日本の構想：世界秩序と地域秩序」などのテーマについて議論を進められた<sup>19</sup>。まず、一期目では、西洋でも東洋でもない日本が「北東アジアに位置する四面環海の海洋国家」というアイデンティティを明確にした。また、二期目では、五百旗頭真は、通商の自由を軸とする開かれた国際秩序を求めるというイギリスの海洋戦略をモデルとして考え、そして、日米同盟を大事にするうえで、自由を許容するアジアで新しい地域協力の枠組みを作っていくという日本の海洋戦略を提示した。さらに、三期目では、海洋国家日本としては必ずしも海洋にとらわれることなく、普遍的な価値を掲げて世界のために貢献することが日本の平和と繁栄につながるという、開かれた国益を追求すべきであり、具体的には、日本は世界秩序レベルで貧富の差が広がっている南北問題の解決、および地域秩序レベルで西太平洋地域における海洋の自由利用の確保を含めて中国と ASEAN を取り込む東アジア地域での協力体制強化に寄与すべきであると提言した。

### 日米同盟シー・パワーを中心とする海洋国家連合の構想

また、日本政府に近い海洋の問題を取り扱うシンクタンクである「海洋政策研究財団」(シップ・アンド・オーシャン財団)は、米戦略国際問題研究所(CSIS)、新アメリカ安全保障センター(CNAS)、およびアメリカン・エンタープライズ研究所(AEI)と共に、2008 年3 月から3 回にわたって日米両国の有識者から成る「日米シー・パワー・ダイアログ」を開催した。この対話には、北

<sup>18</sup> 高坂正堯『海洋国家日本の構想』、前掲、242-250 ページ。

<sup>19</sup> 財団法人日本国際フォーラム「世界海洋民族の海洋進出の歴史から何を学ぶか」、日本財団図書館 <http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2000/00186/contents/045.htm> 2010 年 8 月 29 日アクセス。

東京大学教授岡伸一、元米国務副長官アーミテージ (Richard Armitage) を始めとする日米学者、元防衛・外務官僚、退役自衛隊高官が参加したほか、時の外相麻生太郎、元首相安倍晋三、小池百合子、林芳正両元防衛相、時の野党民主党副代表前原誠司らが講演を行った。2009年6月、同財団の秋山昌広会長 (元防衛事務次官) は、防衛省に浜田靖一防衛大臣を訪ね、対話の成果をまとめた「海洋の安定と繁栄のための日米同盟シー・パワー」と題する提言を手渡した<sup>20</sup>。

国内総生産 (GDP) のおよそ3割を海上通商に依存し、世界の二大石油輸入国でもある日米両国の経済活動と安全保障にとっては、海洋そのものがまさに生命線であり、また、海底鉱物資源の開発も、将来両国の持続可能な発展を支える不可欠なエネルギー源である。この点を踏まえ、提言は日米両国が同盟体制の強化をもとにシー・パワーを再構築し、この「同盟シー・パワー」を公共財として国際社会に提供し、海洋の開発と安全保障に関わる諸問題の解決に取り組むべきであると訴えた。また、提言は、マハンの提唱したシー・パワーの概念の意義を新しく、且つ広義なものとして捉え、「海洋防衛同盟」とされる日米両国は、新しいシー・パワーを確立し、広く世界に普及させていく必要があると強調した。

そして、新しいシー・パワーを構築するため、提言は、「海洋における防衛と安全保障」、「海洋の持続可能な開発」、「国連海洋法条約及び関連諸条約による国際秩序の確立」など三つの分野で、幾つかの施策を日米両国政府に求めた。その中で、日米両国が持続可能な海洋開発、海洋資源・環境の保護、海洋利用秩序の維持のためのシー・パワーを確立すべきとされるほか、海洋安全保障面では、日本政府が求められたのは、インド洋・太平洋におけるグローバル・マリタイム・パートナーとして、「マラッカ・シンガポール海峡とその周辺において実施している航行安全のための支援活動を、インドとの連携の下、インド洋に向けて延伸すべき」であり、危惧される資源・エネルギー争奪あるいはEEZの境界画定等をめぐる国家間紛争の事態に対し、アメリカと共に対処する態勢を整えておくことである<sup>21</sup>。

### 海洋開発をめぐる民間シンクタンクの提言

2002年3月、国土交通大臣が指定する船舶等振興機関とする日本財団は、有識者を集めて日本の海洋政策のあり方についての研究結果として、六つの提案を盛り込んだ「21世紀における我が国の海洋政策に関する提言」を公表した<sup>22</sup>。同提言は、日本は海洋国家としての基本理念と行動計画を掲げる海洋政

<sup>20</sup> 「海洋政策研究財団 海上安保めぐり提言」、2009年7月2日、『朝雲ニュース』、<http://www.asagumo-news.com/news/200907/090702/09070209.htm>、2010年8月4日アクセス。

<sup>21</sup> 「日米シーパワーダイアログ：海洋の安定と繁栄のための日米同盟シーパワー」、前掲。

<sup>22</sup> 日本財団海洋管理研究会「21世紀における我が国の海洋政策に関する提言」、2002年3月15日、『海洋政策研究財団』、[http://www.sof.or.jp/jp/news/1-50/41\\_4.php](http://www.sof.or.jp/jp/news/1-50/41_4.php)、2010年8月1日アクセス。



策と、EEZ および大陸棚において国連海洋法条約上の海洋資源に関する主権的権利や科学的調査、海洋環境保護等に関する管轄権を行使するための総合的な海洋管理政策を策定すべきであり、また、海洋政策の策定と推進のため、内閣に総理大臣を長、海洋担当大臣を副とする「海洋関係閣僚会議」などの行政組織と総理大臣の諮問機関を設置し、海洋政策を推進するために必要な法整備を行うべきであると指摘した。さらに、もっとも重要なのは、日本国民、特に青少年を巻き込んで海洋教育を充実し、海洋管理に関する総合的な教育・研究システムを整備すべきだと強調した。それは様々な教育を通じて、オールジャパンの関心を海洋にひきつけ、国民的目標として掲げようという意図が秘められたからである。

この日本財団の提言とそれ以降の内外情勢を踏まえて海洋政策研究財団は2005年11月、「21世紀の海洋政策への提言」を公表した。提言では、今後取り組むべき海洋政策の重要事項を示す「海洋政策大綱」の策定、海洋政策推進の法的根拠となる「海洋基本法」の制定、海洋政策の立案と実行を担う行政機構等の整備を3点セットで強調した<sup>23</sup>。後述から分かるように、ここで触れた日本財団と海洋政策研究財団の提言の多くは、日本政府の海洋政策に反映されたのである。それに加えて、後者は定期的に日本政府に海洋政策に関する提言を提出するためにも、また日本国民の海洋に対する関心・理解を高めるためにも、2004年から毎年「海洋白書」を公刊することを決めた。

また、日本財界を牛耳る日本経済団体連合会は、経済産業省のまとめた国家産業技術戦略の中で海洋分野におけるエネルギー産業技術戦略が盛り込まれたことを契機に、2000年6月、「21世紀の海洋のグランドデザイン」と題する意見書を提出し、海洋開発に関する国家的な総合計画の一環として海洋開発ネットワークの構築を日本政府に求めた。同意見書では、海洋のグランドデザインの具体化を図るため、産・官・学が三位一体となって連携プレーを行い、縦割り行政の弊害を乗り越える関係省庁の一体的な取り組みが必要であると強調し、また、海洋開発の進むべき方向として、「持続的資源の活用」、「有限資源の活用」、「海洋観測・空間利用」を提言した<sup>24</sup>。要するに、経団連は日本の海洋国土を活用し、国民的目標につなげるための具体的な施策を国家戦略の一環として練り上げるべきであると主張しているのである。

続いて、今年4月、経団連は民主党新政権が海洋の開発を重要な新フロンティア分野として位置づけたことや海上輸送に依存する産業界が日本近海の不審船やソマリア沖での海賊行為に脅かされていることへの危機感などを背景

<sup>23</sup> 海洋政策研究財団「海洋と日本：21世紀の海洋政策への提言」、2005年11月、『海洋白書2006』、[http://www.sof.or.jp/report/pdf/2006\\_ISBN4-88404-168-2.pdf](http://www.sof.or.jp/report/pdf/2006_ISBN4-88404-168-2.pdf)、184-192ページ、2010年8月1日アクセス。

<sup>24</sup> 「21世紀の海洋のグランドデザイン～わが国200海里水域における海洋開発ネットワークの構築～」、2000年6月20日、『日本経済団体連合会』、<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2000/028.html>、2010年8月15日アクセス。

に、再び総合的な海洋政策に関する提言を発表した。「海洋立国」を掲げるこの提言では、官民の緊密な連携を強化するうえで、EEZ・大陸棚拡大の拠点となる離島の保安・管理のための法整備、その海底に眠る「海洋資源など国家権益の確保」、テロ・海賊や海難事故をめぐる海上輸送の「安全・安心の確保」などの重要課題を対応すべきであると訴えた<sup>25</sup>。

#### 四、 海洋大国を目指す日本政府の取り組み

日本海軍は、日清戦争時の黄海海戦（1894年9月）と日露戦争時の日本海海戦（1905年5月）の勝利で米海軍に次ぐ太平洋の覇者となった。これらの海戦では、日本海軍はいずれも制海権の掌握を最優先目標とした。制海権の確保は、アジア大陸で戦う陸上部隊への安定的な補給を確立するとともに戦時経済活動に支障を生じさせないようにシーレーン防衛に役立つからである<sup>26</sup>。

1907年に制定された「帝国国防方針・用兵綱領」が、「米国に対する作戦は開戦劈頭先つ敵の東洋に於ける海上兵力を掃蕩し以て西太平洋を制御し且帝国の交通路を確保し併せて敵艦隊の作戦を困難ならしむ」と規定した<sup>27</sup>。1923年、第二次改定された国防方針では、アメリカを仮想敵国の第一位と位置づける「対米邀撃漸減作戦」構想が示され<sup>28</sup>、明治維新後、築き上げてきた世界第3位のシー・パワーが壊滅的な打撃を受けた日米戦争の一途にたどるように至った。

#### 戦後シー・パワーの再建と安全保障上の新たな課題

第二次世界大戦敗戦後、日本のシー・パワーの再建は、旧日本海軍関係者が在日米海軍の協力を得ながら主体的に取り組んできたものである。再建のきっかけとなったのは、朝鮮戦争勃発の直後に、米海軍の要請で旧海軍からなる掃海部隊を朝鮮海域に派遣し、米軍の朝鮮戦争介入に貢献したことであった。これにより、米軍は日本海軍力の再建が急務であることを強く意識した。

これを背景に、野村吉三郎元海軍大将を代表とする「新海軍再建研究会」（い

<sup>25</sup> 「海洋立国への成長基盤の構築に向けた提言」、2010年4月20日、『日本経済団体連合会』、<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2010/033/index.html>、2010年8月15日アクセス。

<sup>26</sup> 立川京一「日本におけるシー・パワーの誕生と発展---第二次世界大戦まで」、立川京一など編著『シー・パワー』、前掲、第6章。

<sup>27</sup> 「帝国国防方針・用兵綱領（1907年4月4日 明治天皇裁可）」、防衛庁防衛研修所戦史室・戦史叢書8、『大本営陸軍部(1)』（東京：朝雲新聞社、1967年）、159-161ページ、以下のウェブサイトから引用。<http://homepage3.nifty.com/a-yamada/rekisigaku2003-06.html>、2010年8月3日アクセス。

<sup>28</sup> 「対米邀撃漸減作戦」構想について、立川京一「日本におけるシー・パワーの誕生と発展---第二次世界大戦まで」を参照。

わゆる野村機関)は1951年1月、日本海軍力の再建に強い関心をもった米極東海軍参謀副長バーク少将を通じて「日本の安全保障に関する私見」を提出し、将来日本の自衛のために陸・海・空軍兵力を新たに整備する必要があると訴えた。バークの尽力で、野村機関は米海軍中枢部だけではなく、アメリカ政府との直接のパイプをつなぐことに成功した。こうして1954年7月1日、米海軍との密接な連携のもとで、日本海軍力の復活とされる海上自衛隊が誕生した<sup>29</sup>。

1957年5月に閣議決定された「国防の基本方針」が戦後日本の防衛政策の機軸であり、それは、国際協調と平和努力の推進及び内政の安定による安全保障の基盤を確立するうえで、防衛力を漸進的に整備することと日米安保体制を基調とし、外部からの侵略に対処することである<sup>30</sup>。資源が乏しく、国家の生存と繁栄に関わる物資のほとんどを海外に依存するという日本のおかれた地政学的特徴を考えると、その海上防衛力の役割は、海上からの侵攻を食い止めるとともに、日本周辺海域におけるシーレーンの安全を確保することにある。一方、後者のシーレーン防衛について、日米双方は1978年に制定された「日米防衛協力のための指針」に基づく共同作戦計画の研究の一環として共同研究を開始したのである<sup>31</sup>。

新冷戦による米ソの緊張が高まっている際、鈴木善幸首相は1981年5月に訪米し、レーガン米大統領との会談で、日本が日本近海のシーレーン千海里を防衛すると表明した。会談後発表された共同声明では、両国が「日本の防衛並びに極東の平和及び安定を確保するに当たり、日米両国間において適切な役割の分担が望ましい」と指摘し、日本側は日本が「日本の領域及び周辺海・空域における防衛力を改善」するよう努めるとコミットした<sup>32</sup>。その後、鈴木のを継いだ中曽根康弘首相は、日本列島の「不沈空母化」、「三海峡封鎖」、「シーレーン防衛」構想を示したうえで、イージス艦や対潜水艦哨戒機P-3C百機の購入などを含めた防衛力増強の施策を打ち出し、対ソ連潜水艦作戦の日米協力に踏み込んでいった<sup>33</sup>。1984年4月10日、中曽根内閣は参議院予算委員会で、「我が国は、周辺数百海里、航路帯を設ける場合はおおむね千海里程度の海域において、有事の際、我が国の海上交通の安全を確保し得ることを目標に、海

<sup>29</sup> 増田弘『自衛隊の誕生』(東京：中公新書、2004年)、104-122ページ。

<sup>30</sup> 防衛庁編『防衛白書』(1976年版) [http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho\\_data/1976/w1976\\_02.html](http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1976/w1976_02.html)、2010年8月8日アクセス。

<sup>31</sup> 防衛庁編『防衛白書』(1983年版) [http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho\\_data/1983/w1983\\_02.html](http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1983/w1983_02.html)、2010年8月8日アクセス。

<sup>32</sup> 西原正・土山實男共編『日米同盟Q&A100』(東京：亜紀書房、1998年)、195ページ。共同声明全文について、以下を参照。「鈴木総理大臣とレーガン・アメリカ合衆国大統領との共同声明」1981年5月8日 外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1982/s57-shiryou-403.htm>。

<sup>33</sup> 「〔特集〕「自衛隊海外派遣」崩れたタブー意識=毎日新聞社世論調査」(1991/06/23 毎日新聞朝刊)、日本財団図書館『私はこう考える【自衛隊について】』、

<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2002/01257/contents/190.htm>、2010年8月12日アクセス。

上防衛力を整備している」という政府見解を明らかにした<sup>34</sup>。要するに、この時期において、日本のシー・パワーは、周辺数百海里の海域を守る能力と、おおむね千海里程度にわたる海上交通路の安全確保能力を目標として発展しつつ、「米軍が矛を、自衛隊が盾を」という日米防衛協力体制のもとでソ連の脅威に対処するのである。

ソ連の崩壊と冷戦の終焉によって、日米安保体制の存在意義が問われるようになったが、1990年代半ばごろ起きた朝鮮半島と台湾海峡の危機で、日米安保体制がアジア太平洋地域の不安定要因に対処するための重要な役割を果たしたことがわかった。そして21世紀に入ると中国が経済的・軍事的に台頭していることを背景に、中国軍の艦艇は日本近海において訓練や情報収集などの活動を活発化してきている。その中で、中国軍の原子力潜水艦が日本の領海内に侵入したほか、東シナ海ガス田開発が争っている中で、中国は海軍艦艇をガス田付近に派遣し、露骨な砲艦外交を展開した。さらに、日本が一方的に尖閣列島（中国語名：釣魚台列島）への実効支配を強めようとしたこともあって、中国はその実効支配をなし崩し的に挑戦すると思われる動きを次々と見せ始めてきた。最近公表された米陸軍大学の報告によれば、中国は尖閣列島の領有権を主張するとともに、日中両国間の排他的経済水域（EEZ）についての日本側の中間線主張を拒否しており、自国の立場を一方的にでも通すための海軍力強化を進めていく意向であるとしている<sup>35</sup>。

中国海軍の活発な海洋活動から生じた脅威に対処するため、日本は新たな行動に踏み出そうとしている。今年5月26日に行われた日米防衛首脳会談では、東シナ海・太平洋における活動を活発化する中国海軍の動向について、日米両国が協力して監視活動を行っていくことで一致したと報じられた<sup>36</sup>。また、防衛省は7月24日、年末の改定とされる新「防衛計画の大綱」で、海上自衛隊の潜水艦を現在の18隻態勢から20隻台に引き上げるという方針を固めたと報じられた<sup>37</sup>。さらに、『読売新聞』は防衛省幹部の話として、「ここ数年、中

<sup>34</sup> 「資料11 海上防衛力整備の前提となる海上作戦の地理的範囲について」、防衛庁編『防衛白書』（1984年版）、[http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho\\_data/1984/w1984\\_9111.html](http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1984/w1984_9111.html)、2010年8月8日アクセス。こうした見解は今も堅持されている。防衛庁編『防衛白書』（2010年版）、[http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho\\_data/2010/2010/index.html](http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2010/2010/index.html)、2010年9月11日アクセス。

<sup>35</sup> 古森義久「中国が海軍力の強化継続 尖閣領有を主張 米陸軍大セミナー」、2010年7月14日、『産経新聞』、<http://sankei.jp.msn.com/world/america/100714/amr1007142309007-n1.htm>、当日アクセス。2001年、海上自衛隊幕僚長に就任した石川亨（後に統合幕僚会議議長に昇任）はインタビューで、冷戦後、東シナ海の波が高くなりつつあるという現実にかんがみ、日本の防衛戦略の中でもっとも重要なのは海洋国土を守ることであり、海上自衛隊の任務は、これまでの海上生命線の安全確保から海洋国土の防衛に拡大し、日本の海洋権益を確保すべきであると強調した。以下のウェブ・サイドから引用。修斌「日本海洋戦略研究的動向」、中國社會科學院日本研究所、<http://i.js.cass.cn/files/xuekan/2005-2/rbhyzl.htm>、2010年7月12日閲覧。

<sup>36</sup> 佐々木類「中国海軍の動向監視で一致 日米防衛相会談」、2010年5月26日、『産経新聞』、<http://sankei.jp.msn.com/world/china/100526/chn1005262023004-n1.htm>、当日アクセス。

<sup>37</sup> 「海自潜水艦を増強 活発化する中国海軍に対処 防衛大綱改定」、2010年7月25日、『産経新聞』、<http://sankei.jp.msn.com/politics/policy/100725/plc1007250130000-n1.htm>、当日アクセス。

国海軍の活動が活発化し、日本にとって相当な脅威となっている」と報じ、日米両国が12月に日本の南西海域で「離島奪還」を想定する合同軍事演習の計画を策定していることを明らかにした<sup>38</sup>。おそらくそれは、中国が尖閣列島を実力行使で占領する恐れがあるとの判断によるものだろう。また、この日米合同演習には、アメリカは尖閣列島の防衛が日米安保体制にも適用するという従来の説明を行動でコミットし、中国側に明確のメッセージを送ろうとする狙いがあると考えられる。

### 海洋開発を中心とする海洋大国への施策<sup>39</sup>

前出の高坂構想に先立って、日本政府は1961年に、内閣総理大臣の諮問機関として「海洋科学技術審議会」を設置し、海洋利用の技術開発に関する重要政策事項の審議に乗り出した。1969年同審議会が提出した第三号答申は、その後の海洋科学技術政策の指針となっており、21世紀における日本の海洋開発政策の基礎を築き上げたといわれる<sup>40</sup>。

「海洋立国」または「海洋大国」を掲げ、世界第6位の海洋国土を有する日本にとって、海洋秩序を定める国連海洋法条約は、447万平方キロの海洋国土を開発・利用・保全するなどの活動を円滑に行うための礎となるものである。これを背景に、日本は海洋法条約が1982年12月から各国の署名に開放されてまもなく、翌年2月に署名し、そして1996年6月に批准したわけである。そして、日本は同条約の発効（1996年7月20日）に伴い、「領海及び接続水域に関する法律」や「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」など計8法律を整備した<sup>41</sup>。

2002年8月、文部科学大臣の諮問を受けた「科学技術・学術審議会海洋開発分科会」は、海洋開発の基本的構想と推進方策として、「21世紀初頭における日本の海洋政策」と題する答申を提出した。同答申では、海洋国家日本であり続けるための最重要課題が持続可能な海洋利用を如何に実現するかという命題に帰結し、その実現を目指すためには、「海洋を知る」、「海洋を守る」、

<sup>38</sup> 「自衛隊が離島奪還訓練、南西諸島想定し12月」、『読売新聞』、2010年8月19日、<http://www.yomiuri.co.jp/politics/news/20100819-OYT1T00023.htm?from=rss&ref=rssad>、当日アクセス。最新の防衛白書では、離島防衛について、「事前に兆候を得た場合には敵の部隊などによる侵略を阻止するための作戦を行い、また、事前に兆候が得られず島嶼を占領された場合にはこれを奪回するための作戦を行う」と記している。防衛庁編『防衛白書』（2010年版）、[http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho\\_data/2010/2010/index.html](http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2010/2010/index.html)、2010年9月11日アクセス。

<sup>39</sup> この課題の先行研究について、行政院研究發展考核委員會編印『「日本海洋政策發展與對策」政策建議書』（委託研究報告、受委託単位：中央研究院歐美研究所、2008年12月）を参照。

<sup>40</sup> 「平成18年度- わが国における海洋政策の調査研究報告書- 海洋基本法の制定に向けて」、『海洋政策研究財團』[http://www.sof.or.jp/jp/report/pdf/200703\\_ISBN978\\_4\\_88404\\_198\\_4.pdf#search=](http://www.sof.or.jp/jp/report/pdf/200703_ISBN978_4_88404_198_4.pdf#search=)、わが国における海洋政策の調査研究報告'、2007年3月、5ページ、2010年8月8日アクセス。

<sup>41</sup> 金澤裕勝「低潮線保全法の概要について」（第71回海洋フォーラム講演要旨）、2010年6月25日、『海洋政策研究財團』、[http://www.sof.or.jp/jp/forum/pdf/71\\_02.pdf](http://www.sof.or.jp/jp/forum/pdf/71_02.pdf)、2010年8月8日アクセス。

「海洋を利用する」のバランスのとれた政策に転換し、関係府省の連携のもとで戦略的・総合的な海洋政策を実施することが重要であるとしている<sup>42</sup>。

海洋基本法の制定を目指すため、2006年4月、与党連合（当時）自民党と公明党、最大野党民主党（現与党）の国会議員、および海洋関係の有識者が参加し、さらに審議には海洋関係各省庁の局長クラスもオブザーバーとして出席する「海洋基本法研究会」（代表世話人：武見敬三参議院議員）が設立された。同研究会は、10回に及ぶ集中的審議を行い、7つの海洋政策の基本理念、海洋基本計画の策定などを共通認識とする海洋政策大綱を取りまとめ<sup>43</sup>、翌年4月、前出の三党は議員立法の方式で同大綱を下敷きにした海洋基本法法案を国会に提出し、与野党の圧倒的多数の賛成で可決させた。

海洋基本法では、総合海洋政策本部を内閣官房に設置し、首相を本部長、内閣官房長官及び海洋政策担当大臣を副本部長とすることが明記されている<sup>44</sup>。また、同法は主要施策として、海洋資源の開発及び利用の推進、EEZ等の開発等の推進、海上輸送と海洋の安全の確保、離島の保全、海洋に関する国民の理解の増進など計12項目を提示している。その中で、第十九条では、「排他的経済水域等の開発等の推進、排他的経済水域等における我が国の主権的権利を侵害する行為を防止するため必要な措置を講ずる」と明記されている。一方、海洋基本法とセットし、海底資源開発に対する外国からの妨害を排除するための「海洋構築物安全水域設定法」も、同日に制定された。同法は、海洋資源開発のために建設する施設の半径500メートル以内を「安全水域」と設定し、許可のない船舶の進入を原則的に禁ずることを定めている<sup>45</sup>。

2007年7月31日、安倍晋三首相（当時）は総合海洋政策本部の初会合で、「海を守り活かすことは我が国が今後とも発展をしていくための重要な課題でございます。海洋基本法が成立をし施行された本年はまさに真の海洋国家を目指して進む船出の年としなければなりません」と述べた<sup>46</sup>。そして、2008年3月18日に開催された第3回会合で、海洋基本計画が制定された<sup>47</sup>。この計画は、

<sup>42</sup> 科学技術・学術審議会、平成2002年8月、[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu5/siryo/05053001/005/all.pdf#search=](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu5/siryo/05053001/005/all.pdf#search=)「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について－21世紀初頭における日本の海洋政策－」と題する答申、2010年8月8日アクセス。

<sup>43</sup> 寺島紘士、「海洋基本法フォローアップ研究会」、[2008年07月23日、<http://blog.canpan.info/terashima/archive/22>、2010年9月8日アクセス。「海洋基本法研究会」の活動について、『海洋政策研究財団ブログ』を参照。<http://blog.canpan.info/oprf/>。

<sup>44</sup> 海洋基本法について、首相官邸（総合海洋政策本部）を参照、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/konkyo5.pdf>、2010年9月8日アクセス。

<sup>45</sup> 「海洋基本法が成立、海洋権益めぐり一元的に政策推進」、2007年4月20日、『読売新聞』、<http://www.yomiuri.co.jp/politics/news/20070420i103.htm>、当日アクセス。

<sup>46</sup> 総合海洋政策本部開催状況（第1回）、2007年7月31日、首相官邸、[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kaisai\\_before090916.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kaisai_before090916.html)、2010年9月8日アクセス。

<sup>47</sup> 総合海洋政策本部開催状況（第3回）、2008年3月18日、首相官邸、[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kaisai\\_before090916.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kaisai_before090916.html)、2010年9月8日アクセス。

「海洋における全人類的課題への先導的挑戦」、「豊かな海洋資源や海洋空間の持続可能な利用に向けた礎づくり」、「安全・安心な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献」を政策目標とし、「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の策定を掲げた<sup>48</sup>。

2009年9月、日本では、二回目の政権交代が実現された。同年12月1日、民主党新政権の鳩山由紀夫首相が主催した総合海洋政策本部の会合では、前政権の定めた海洋政策の方向を受け継ぎ、「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」を策定した<sup>49</sup>。また、EEZ範囲の画定に関わる重要な離島の保全を念頭においた「低潮線保全・拠点施設整備法」が2010年5月26日の参議院本会議で全会一致で可決された<sup>50</sup>。さらに、7月13日、菅直人内閣は同法に基づく「低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」を閣議決定した。同計画では、中国が「島ではなく、岩だ」と言い争っている沖ノ鳥島と南鳥島を特定離島に指定するうえで、離島海岸の低潮線が何らかの事由により後退しないように保全措置を講じるとともに、そこに港湾施設を整備して拠点化し、希少金属の資源開発や漁業などの開発活動を行うとしている<sup>51</sup>。

7月16日に発表された「7月19日「海の日」を迎えるに当たっての内閣総理大臣メッセージ」では、菅首相はこれまで政府が進められた海洋に関する取り組みを振り返ったうえ、民主党政権が策定した「新成長戦略」に言及し、それが海洋資源と海洋再生可能エネルギー等の開発・普及を推進するとともにアジアを中心に海洋を通じて貿易の拡大を図り、日本の新たな成長につなげていこうとするものであると指摘している<sup>52</sup>。要するに、民主党政権は海洋資源の開発・活用を、日本経済を再生する原動力の一つとして期待するのである。

## 五、 結びに代えて

<sup>48</sup> 海洋基本計画について、「首相官邸（総合海洋政策本部）を参照、

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku/index.html>、2010年9月8日アクセス。

<sup>49</sup> 海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針、「首相官邸（総合海洋政策本部）を参照、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/ritouhoushin.html>、2010年9月8日アクセス。

<sup>50</sup> 同法律の全文について、「首相官邸（総合海洋政策本部）を参照、

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/teichousen/houritsu.pdf>、2010年9月8日アクセス。

<sup>51</sup>、低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画について、「首相官邸（総合海洋政策本部）を参照、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/teichousen/keikaku.pdf>、2010年9月8日アクセス。

<sup>52</sup> 菅直人「7月19日「海の日」を迎えるに当たっての内閣総理大臣メッセージ」、2010年7月16日、首相官邸、[http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201007/16msg\\_umi.html](http://www.kantei.go.jp/jp/kan/statement/201007/16msg_umi.html)、2010年8月31日アクセス。「新成長戦略」について、

<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.jp> を参照。

マハンが語ったシー・パワーとは、優勢な海軍力を利用して海洋の支配を確立するという制海権によって、海外との自由かつ安全の海運と通商が保障されたりパワーと繁栄を求める国家戦略の目標が実現されたりすることである。しかし、海洋に眠る豊かな資源の開発を可能にする科学技術の開発によって、シー・パワーの概念には新たな意味合いが賦与されたのである。つまり、現代のシー・パワーとは、海軍力の優勢による制海権の獲得とそれによって保障される海運と通商の利益をもたらすことにとどまらず、海洋資源を支配・活用する能力も含まれるべきである。言い換えれば、現代のシー・パワーを獲得し維持するのは国家海洋戦略の目標であり、海洋を支配する制海権がこの海洋戦略目標の実現を保障する海軍戦略である。

この観点に立って、第三節で述べてきた有識者の主張や提言を整理すると、以下のような海洋戦略の構想が見えてくる。

まず、日本が島国ではなく海洋国家としてのアイデンティティを、海洋に関する教育や施策を通じて全国民に普及させることである。これは日本政府が多くの日本国民の海洋政策に対する支持を獲得するためのアプローチである。同時に、日本政府はリーダーシップを発揮できるような海洋政策の司令塔を設置し、総合的かつ一元的な海洋政策の策定・推進に当たることである。

第二、海洋の安全保障面では、日本がグローバル・マリタイム・パートナーとして日米同盟の強化を通じて新しい「同盟シー・パワー」を構築し、これを国際公共財として運用し、インド洋や太平洋における海洋の安全保障に関わる諸問題、及び海洋権益を巡る関係国間の紛争に対応していくことである。

第三、海洋資源の開発・利用・保全の分野に関しては、それを国家戦略の一環として取り組み、世界第6位の447万平方キロを誇る海洋国土に眠る鉱物・エネルギー資源を確保・開発する具体的な施策とそれを支える有効な行政体制、法整備が求められるのである。

また、第四節で取り上げたシー・パワーの発展に関する日本政府の取り組みをまとめてみれば、以下の三点が読み取れる。

第一、海洋の安全保障においては、引き続き日米同盟を堅持するうえで、シー・パワーの一翼を担う海上自衛隊の戦力を増強していくと予想される。その背景には、いうまでもなく、急速に軍備を拡大しつつある中国海軍からの挑戦があるだろう。この中国の挑戦は西太平洋の制海権の確保にとどまらず、現在日中両国が争っている東シナ海ガス田開発を含めて海洋資源の獲得にも絡んでいるものである。

第二、海洋資源の開発・利用・保全については、海洋大国に向けてのアプローチが積極的に進められていくであろう。「新たな海洋立国の実現」を掲げる海洋基本法の制定をきっかけに、首相が本部長を勤め、全閣僚をメンバーとする総合海洋政策本部および海洋担当大臣を設置し、総合的・戦略的海洋戦略とそれを立案し推進する一元的な行政体制、および関連する法整備も進められる



のである。

第三、国土交通大臣が指定する船舶等振興機関とする日本財団とその助成を受ける海洋政策研究財団などの民間シンクタンクは、積極的に海洋関係の有識者や海洋政策に関心を持った政治家を集めて研究や議論を進めるうえで、政府への政策提言を行い、官民一体となる形式で海洋大国に向けてまい進するのである。

(2010年9月18、19日、政治大學國際關係研究中心當代日本研究中心、政治大學國際關係研究中心中國大陸研究中心主辦「當代日本與中國大陸研討會：臺灣與日本學者的對話」國際學術研討會發表論文)